

小田原市監査委員公表第6号

令和元年8月28日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 鈴木美伸

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和元年6月27日付け監査第13号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	収納金を財務規則で定める期限までに金融機関に払い込みしていないものが見受けられた。 (教育総務課)	窓口で収納金を受け取った職員は、受け取り後直ちに公開羅針盤のスケジュールに翌日の業務として納入金を払い込みすることを登録する。収納金があることを職員間で共有することで、払い込みの漏れを防止する。
2	概算払による補助金について、会計年度独立の原則に反し、支出負担行為をした年度内に、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及び条件に適合するかの調査を行わず、額の確定を行っていなかった。 (教育総務課、学校安全課)	教育総務課所管に係る補助金について、額の確定を年度内に行うこととした。(教育総務課) 小田原市学校保健会補助金及び小田原市学校給食会補助金については額の確定を年度内に行うこととした。 (学校安全課)

<p>3</p>	<p>概算払による補助金について、補助金交付要綱における実績報告提出日が年度内に額の確定が可能なように定められていなかった。</p> <p>(教育総務課、学校安全課、教育指導課)</p>	<p>教育総務課所管に係る補助金の確定を年度内に行うため、「小田原市教育委員会教育部教育総務課所管に係る補助金交付要綱」を改正し、当該補助金の実績報告提出期限を3月31日とした。</p> <p>(適用：令和元年8月1日)</p> <p>(教育総務課)</p> <p>小田原市学校保健会補助金及び小田原市学校給食会補助金に係る額の確定を年度内に行うため、「小田原市教育委員会教育部学校安全課所管に係る補助金交付要綱」を改正し、当該補助金の実績報告提出期限を3月31日とした。</p> <p>(適用：令和元年8月1日)</p> <p>(学校安全課)</p> <p>小田原市中学校体育連盟補助金に係る額の確定を年度内に行うため、「小田原市教育委員会教育部教育指導課所管に係る補助金交付要綱」を改正し、当該補助金の実績報告提出期限を3月31日とした。(適用：令和元年8月1日)</p> <p>(教育指導課)</p>
<p>4</p>	<p>出納員が長期にわたり不在となっていたが、新たに任命していなかった。</p> <p>(消防総務課)</p>	<p>今後は、出納員である職員が療養休暇などにより不在となった場合は、早急に新たな出納員となる職員を任命することにする。</p>